

オークション出品代行契約約款

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所		〒020-0026 岩手県盛岡市開運橋通1番17号	
ご氏名	電話番号	TEL: 019-622-4305	
様印		有限会社プロパージャパン 中古車市場（いちば）本店	

（引渡書類）

第1条 甲は、オークション出品代行契約書記載の契約車両（以下、「車両」という）の登録名義の変更手続きに必要な書類（印鑑証明書、住民票、戸籍附表、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車税納税証明書、自賠責保険証明書、リサイクル券）及び乙が依頼する付属品の全てを、乙の定める期日までに、乙あてに送付するものとします。

（落札価格証明書）

第2条 乙は、オートオークション成約日から3日以内に、落札価格証明となるオートオークション会場での落札結果を、甲あてにFAXまたはメールにて送付するものとします。なお、乙が落札結果を偽造した場合、落札価格の2倍の金額を、甲に対し支払うものとします。

（自賠責保険料）

第3条 車両の次回車検時までの自賠責保険料は、甲の責任において完納されていることを前提とします。万一、これを完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。

2 オートオークション落札価格には、自賠責保険料未経過相当額を含むものとします。

（自動車税）

第4条 車両の当該年度の自動車税は、甲の責任において完納されていることを前提とします。万一、完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。また、普通車で落札店が抹消登録した場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付されます。落札店が名義変更をした場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車税を甲が乙に支払います。名義変更が完了するまでの自動車税は、甲が負担するものとします。（軽自動車の場合、自動車税は還付されません） また、落札店が名義変更を行った後で、落札日と同年度中に抹消登録された場合、抹消登録が行われた日の翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付されます。（これにより、甲は二重に自動車税を受け取るようになります）甲が二重に受け取る分の自動車税は、乙が抹消登録証明書のコピーを添付した上で甲に請求し、甲は、乙から自動車税を請求された場合は、自動車税の還付通知を受け取る前であっても、請求された日から7日以内に乙指定の口座に振り込むものとします。（このようなケースは非常に稀です。また、期日内にお振込みいただけない場合は、1日ごとに200円の遅延損害金と、ご請求に関してかかった費用の実費を申し受けさせていただきます。）

（車両の名義変更）

第5条 車両に車検残がある場合、車両の名義変更は、落札後3ヶ月以内に行うものとします。これを過ぎた場合、乙は甲に対し、7日ごとに金1万円の違約金を支払うものとします。

（誠実な申告）

第6条 甲は乙に対し、オートオークション出品代行契約書中の車両状態につき、誠実に申告するものとします。また、その他重要事項がある場合も、必ず乙に対し、誠実に申告するものとします。万一、虚偽の申告、申告漏れなどがあった場合、甲はそれにより発生する問題につき、オートオークション会場の裁定に従っていただくなど、一切の責任を追うものとします。

甲：委託者		乙：受託者
ご住所		〒020-0026 岩手県盛岡市開運橋通1番17号
ご氏名	電話番号	TEL：019-622-4305 株式会社プロパージャパン 中古車市場（いちば）本店
	様印	

（担保権等の処理）

第7条 車両について、本契約締結後に抵当権などの担保権の設定または差押え等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに担保権または差押え等の解除の処理を行うものとします。

（オークションで成約とならなかった場合）

第8条 車両が、オートオークション会場において、甲の最低希望額に達せず、成約とならなかった場合、乙は一切責任を負わないものとします。

（契約の撤回）

第9条 甲は、お申込みの意思表示後、オートオークション開催の2日前までであれば、甲は乙とのオークション出品代行契約を撤回することができるものとします。ただし、その場合は、甲は、オークション出品代行にかかる、陸送費・オークション出品料・オークション事務手数料（金15,750円）などを負担するものとします。

（搬送中の事故など）

第10条 陸送会社が、オートオークション会場に車両を搬入する途中、または保管している間に、車両に損傷を与えた場合、陸送会社が加入する損害保険により、その損害を賠償するものとします。これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

（オークション会場に搬入後の事故など）

第11条 オークション会場に車両を搬送した後、部品の盗難、車両に大きな損傷を受けた場合は、オークション会場の対応に従うものとします。これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

（オートオークション会場の検査員が記載する車両状態図、評価点について）

第12条 甲は、オートオークション会場の検査員が記載する車両状態図、評価点について、乙またはオートオークション会場に対し、クレームをすることはできないものとします。これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

（不可抗力など）

第13条 天災地変、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、ストライキ、経済情勢の著しい変動、パニックその他不可抗力により、車両が損傷を受けた場合、あるいは、本契約の履行不能または遅延が生じたときは、乙は一切責任を追わないものとします。これに対し、甲は一切異議を述べないものとします。

（紛争が生じた場合）

第14条 万一、甲乙間で紛争が生じた場合は、盛岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることとします。

以下余白

平成14年9月6日 制定

平成19年4月6日 改定

平成20年4月2日 改定